

別紙

○国際観光ホテル整備法施行規則に定める施設等に関する基準の解釈について（平成５年運観振第３７号）新旧対照条文
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第１章 ホテルの施設及び宿泊に関するサービスに関する基準 １ （略） ２ ホテル基準客室 （１）～（６） （略） （７） 電話 フロント及び施設外に通話可能なものであること。<u>ただし、Wi-Fi等を整備しており、客が自らの携帯電話等を用いて電話をかけることができる状態にある場合など、電話があることと同等の環境が整備されている場合は、電話がなくてもよい。</u>	第１章 ホテルの施設及び宿泊に関するサービスに関する基準 １ （略） ２ ホテル基準客室 （１）～（６） （略） （７） 電話 フロント及び施設外に通話可能なものであること。